

城陽市立今池保育園の次期指定管理者候補法人の募集について

城陽市立今池保育園の指定管理期間が令和5年3月31日で満了となることから、次期指定管理者候補法人について、以下のとおり募集します。

記

1 募集の概要

- (1) 施設名称 城陽市立今池保育園
- (2) 所在地 城陽市富野高井 44-3
- (3) 敷地面積 3,460.98㎡
- (4) 延床面積 1,510.35㎡
- (5) 構造 鉄筋コンクリート造 2階建て
- (6) 建築年月 平成25年7月
- (7) 定員 120人
- (8) 指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日
- (9) 応募開始 令和4年6月20日
- (10) 受付期間 令和4年6月20日～同年7月11日
- (11) 応募資格 応募時において、京都府内で保育園又は幼稚園を運営する社会福祉法人、学校法人 など

2 今後の予定

令和4年6月	常任委員会報告
令和4年7月～8月	(仮称)「城陽市立今池保育園 指定管理者候補法人 検討委員会」による意見聴取・選定
令和4年9月	指定管理者の指定に係る議案上程
令和5年4月	運営開始

3 その他

「城陽市立今池保育園 指定管理者候補法人 募集要項(案)」のとおりに

城陽市立今池保育園 指定管理者候補法人 募集要項（案）

城陽市立今池保育園の管理運営について、保育サービスの充実及び効率的な保育所運営を図ることを目的として、地方自治法第244条の2第3項の規定及び城陽市立保育所の設置及び管理に関する条例第4条に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1. 募集の概要

指定管理者を募集する施設等の概要は次のとおりです。

- 1) 施設名称 城陽市立今池保育園
- 2) 所在地 城陽市富野高井44-3
- 3) 業務等の内容 別紙「仕様書」（調整中）を参照してください
- 4) 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間（※）
※指定期間の決定は市議会の議決を要します

2. 応募の資格等

次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- 1) 現在、京都府内で保育園又は幼稚園を運営する社会福祉法人、学校法人
- 2) 法人として幼児保育又は幼児教育における実績があり、城陽市立保育所の指定管理者としての指定を受けて、保育所を運営することができるもの
- 3) 地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項各号に該当しないもの
- 4) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがされていないもの、または、民事再生法第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされていないもの
- 5) 納税義務の履行をはじめ社会的責任を果たしていること
- 6) 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第5号の規定に該当しないもの
- 7) 城陽市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等および同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないもの
- 8) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長等の兼業禁止）、第180条の5第6項（委員会の委員及び委員の兼業禁止）の規定に抵触しないこと

3. 応募書類・留意事項

- 1) 「城陽市立今池保育園 指定管理者 指定申請書」
- 2) 「城陽市立今池保育園 指定管理者 事業計画書」に記載するとともに、次の①から⑭の保育所運営に関する基本的事項について提案書を提出してください。
 - ① 応募にいたる動機や運営の理念等
 - ② 保育所運営にあたっての基本的な考え方
 - ③ 各年齢に応じた保育内容と保育についての基本的な考え方
 - ④ 事故防止、防犯及び防災対策についての考え方
 - ⑤ 子どもの健康管理や衛生管理に対する考え方
 - ⑥ 給食についての考え方
 - ⑦ 虐待への対応と、その考え方
 - ⑧ 要支援児童（障がい児）保育の実施について、その理念と配慮する点

- ⑨ 職員配置等（人材の確保、採用方法、職員の資質向上を含む）の考え方
- ⑩ 保護者との連携（育児支援、苦情処理及びプライバシー保護を含む）についての考え方
- ⑪ 保育所運営にあたっての法人独自の提案について
- ⑫ 関係機関との連携（小学校との連携を含む）の考え方
- ⑬ 引継ぎ保育についての考え方
- ⑭ 地域における子育て支援の考え方

3) 収支計画書

今池保育園を管理運営する場合の5年間の収支計画書を提出してください。

4) 法人に関する書類

- ① 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ② 直近の事業計画書及び収支予算書
- ③ 過去3か年の貸借対照表、収支計算書、財産目録及び監査報告書
- ④ 過去3か年の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市民税）
- ⑤ 現在運営している施設に係る指導・監督官庁の指導検査結果（直近2回分）
- ⑥ 第三者評価結果又は利用者アンケート結果（実施している場合）
- ⑦ 当該法人の登記事項証明書（3か月以内のもの）及び役員名簿

5) 応募資格全てに該当する法人であることを誓約する「誓約書」

6) 提出部数

正本**部、副本**部

応募書類は、A4判（両面印刷可）の左とじとし、2ページ以上になるものはページ番号を印字したうえで、書類ごとにインデックスを貼り、A4縦ファイルに綴じて正本**部と副本**部の計**部を提出してください。

7) 留意事項

① 提案書の作成要領

提案書は、計20ページ以内にまとめてください。

② 著作権の帰属

応募書類の著作権は、申請法人に帰属します。ただし、指定管理者候補法人の公表及びその他市長が必要と認める場合には、応募書類の内容を無償で利用できるものとします。

③ 情報公開

応募書類について、情報公開請求があった場合は、公開の可否について応募者に確認を行います。

④ 虚偽の記載

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑤ 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際は、「指定管理者 応募辞退届」（様式4）を提出してください。

⑦ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

4. 募集の方法

1) 募集要項の配布

① 配布期間

令和4年6月20日（月）から令和4年7月11日（月）まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

② 配布場所

城陽市役所西庁舎1階 福祉保健部 子育て支援課

2) 質疑の受付

① 質疑受付期間

令和4年6月20日（月）から令和4年7月1日（金）まで

② 質問方法

募集要項に関する質疑事項を質問書に記入し、福祉保健部子育て支援課に提出してください（FAX、電子メール可）

なお、持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

3) 質疑の回答

質疑に対する回答はFAX等で行います。

4) 申請の受付

① 受付期間

令和4年6月20日（月）から令和4年7月11日（月）まで

② 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

③ 受付方法

直接、福祉保健部子育て支援課へ持参（土・日・祝日及び郵送での受付は不可）

5. 選定の方法

1) 指定管理者候補法人検討委員会

「城陽市立今池保育園 指定管理者候補法人 検討委員会」を設置し、参考意見を聴取したうえで、指定管理者候補法人を選定します。

2) 審査方式

応募書類及び検討委員会への提案説明（ヒアリング含む）により選考します。

① 提案説明の開催日時 令和4年7月から8月に開催を予定

② 開催場所 城陽市役所又は市内公共施設

③ 出席者 応募された法人の代表者及び施設長（園長）の予定者の出席をお願いします

3) 選定結果の通知

選定の結果は、応募法人に対して、速やかに文書でお知らせします。

4) 指定管理者の指定

選定の結果、指定管理者候補となった法人は、令和4年9月の市議会定例会（予定）の議決を経て、指定管理者に指定されます。

5) 協定の締結

議会の指定議決を受けた後、市と指定管理者の間で、指定期間中の基本的事項を定めた基本協定及び年度ごとの事業実施にかかる事項を定めた年度別協定を締結します。

なお、現指定管理者と次期指定管理者が異なる場合の業務開始前の引継ぎ保育の費用については、法人の提案に基づく協議を行ったうえ、市が定める金額で委託契約を別途締結します。

6. 指定の取消し

指定管理者が次のいずれかに該当する場合、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、市は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

- 1) 指定管理者が本業務に関する協定に違反したとき
- 2) 地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に従わないとき
- 3) 指定管理者が管理業務を継続することが適当でないと市が認めたとき
- 4) 指定管理者が本業務に関する協定を履行することができないと市が認めたとき

7. その他

- 1) 指定管理者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません
- 2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、市長と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

8. 応募先・問い合わせ先

〒610-0195 城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地

城陽市 福祉保健部 子育て支援課

電 話 0774-56-4035

F A X 0774-56-3999

メール kosodate@city.joyo.lg.jp